

香芝市子どもの居場所づくり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健全な育成環境を維持することが困難であるひとり親世帯及び生活困窮世帯等の児童並びに学校への行きづらさを感じている不登校及びひきこもり児童に対して学習及び精神面の支援を行うことにより、居場所の提供、児童の社会的自立及び貧困の連鎖の防止を図ることを目的とする香芝市子どもの居場所づくり事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親世帯 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項各号の規定を満たす者を含む世帯
- (2) 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受ける世帯
- (3) 準要保護世帯 香芝市就学援助実施要綱（平成24年4月1日施行）第5条第1項の規定により認定された世帯
- (4) 高校生等 高等学校に在学する者及び高等学校に在学していない15歳から18歳までの者
- (5) 講師 学習支援及び相談支援を行い、児童を監督する者
- (6) 代表講師 市との協議や他の講師への伝達等を代表して行う講師
- (7) 居場所サポーター 講師の補助を行う者

(対象者)

第3条 事業の対象者は、香芝市内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する者及びその保護者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) ひとり親世帯の小学生、中学生又は高校生等
- (2) 生活保護世帯の小学生、中学生又は高校生等
- (3) 準要保護世帯の小学生、中学生又は高校生等
- (4) 不登校、ひきこもりその他の市長が特に事業の利用が必要であると認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなないことができる。

- (1) 事業の定員を超過している場合
- (2) その他事業を利用させることが適切でないと市長が認める場合

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項各号に該当する者（以下「子ども」という。）への居場所の提供
- (2) 学習、進路及び生活全般に関する相談支援
- (3) 子どもの状況に応じた学習支援
- (4) 生活習慣の形成及び社会性の習得のための助言及び支援
(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、香芝市とする。

(事業の実施)

第6条 実施場所は、子どものプライバシーの確保及び持続的な活動が可能な市内の公共施設であって、市長が認める場所とする。

- 2 実施日は、原則として毎月4回、土曜日とする。
- 3 実施時間は、原則として1回当たり2時間30分とする。
- 4 事業の定員は、20人とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(利用の申込み等)

第7条 事業を利用しようとする対象者（以下「申込者」という。）は、香芝市子どもの居場所づくり事業利用申込書兼同意書（第1号様式）を市長へ提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業の定員を考慮して事業の利用の可否について決定し、香芝市子どもの居場所づくり事業利用承認・不承認通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

(利用の辞退)

第8条 前条第2項による利用の承認を受けた申込者（以下「利用者」という。）は、事業の利用を辞退しようとするときは、香芝市子どもの居場所づくり事業利用辞退申出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用の中止)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業の利用を中止させることができる。

- (1) 他の利用者の事業の利用に支障を来すおそれがあり、かつ、市の指導に従わない場合
- (2) 利用者が継続して事業を4回以上無断で利用せず、かつ、当該利用者に連絡を取ることができない場合
- (3) 第3条第1項に規定する対象者に該当しなくなった場合

- (4) 香芝市子どもの居場所づくり事業利用辞退申出書の提出があった場合
- (5) 前各号に該当するもののほか、市長が事業の利用の継続が困難であると認める場合

2 市長は、前項の規定により事業の利用を中止させるときは、その旨を香芝市子どもの居場所づくり事業利用中止通知書（第4号様式）により利用者に通知するものとする。

（利用料）

第10条 事業の利用料及び講師が準備した教材は、無料とする。ただし、事業の利用に係る交通費は、利用者の負担とする。

2 事業の利用時に必要となる文房具等は、利用者が準備するものとする。

（講師及び居場所サポーターの登録）

第11条 講師又は居場所サポーターの登録を受けようとする者（以下「登録希望者」という。）は、香芝市子どもの居場所づくり事業講師・居場所サポーター登録申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、登録希望者に対して面接を行い登録の可否を決定し、香芝市子どもの居場所づくり事業講師及び居場所サポーター承認・不承認通知書（第6号様式）により登録希望者に通知するものとする。

（活動実績報告書の提出）

第12条 講師及び居場所サポーターは、毎月10日までに前月分の活動実績報告書を市長へ提出しなければならない。

（謝礼金の支払）

第13条 市長は、講師及び居場所サポーターに対し、活動実績報告書に基づき、別表に定める謝礼金を支払うものとする。

（緊急時等の対応）

第14条 担当課職員並びに講師及び居場所サポーターは、事業の実施中に子どもの体調不良その他の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者へ連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

（守秘義務）

第15条 講師及び居場所サポーターは、事業により知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（講師及び居場所サポーターの登録抹消）

第16条 講師及び居場所サポーターは、登録の抹消を希望するときは、香芝市子どもの居場所づくり事業講師及び居場所サポーター登録抹消届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次に掲げる場合には、講師及び居場所サポーターの登録を抹消させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業の趣旨に反する行為を行ったとき。

(3) 事業において、ふさわしくない言動があったとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

| 役割 | 1回当たりの謝礼金 |
|----------|-----------|
| 代表講師 | 5,500円 |
| 講師 | 5,000円 |
| 居場所サポーター | 3,000円 |

備考

- 1 謝礼金は、参加した子どもの数にかかわらず、上記に定める額を支給する。
- 2 やむを得ない事情により、事業の実施時間が2時間30分に満たない場合についても、上記に定める額を謝礼金として支払うものとする。

第1号様式（第7条関係）

香芝市子どもの居場所づくり事業利用申込書兼同意書

年 月 日

香芝市長 様

香芝市子どもの居場所づくり事業実施要綱第7条第1項の規定により、香芝市子どもの居場所づくり事業を利用したいので、次のとおり申請します。

1 申込者

| 住所 | 氏名 | 連絡先 | |
|----------|-------|------|--|
| 〒 香芝市 | 続柄（ ） | 自宅 | |
| | | 携帯 | |
| | | アドレス | |

2 子ども

| フリガナ 氏名 | 性別 | 年齢 | 生年月日 | 在学学校名 |
|------------|----|----|----------|-------|
| | | | 平成 令和 | 学校 年生 |
| | | | 平成 令和 | 学校 年生 |
| | | | 平成 令和 | 学校 年生 |

3 学習支援を受けたい理由・目標

| | |
|----|--|
| 理由 | |
| 目標 | |

4 要望（支援を希望する科目等）

| |
|--|
| |
|--|

第2号様式（第7条関係）

香 第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

香芝市子どもの居場所づくり事業利用承認・不承認通知書

年 月 日に申込みのあった香芝市子どもの居場所づくり事業の利用について次のとおり決定しましたので、香芝市子どもの居場所づくり事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

| | |
|-----------------|--|
| 利用者氏名 (子ども名) | |
| 学校名 | 学校 年生 |
| 保護者氏名 | |
| 承認・不承認 | <input type="checkbox"/> 次のとおり承認します。 承認日 年 月 日 |
| | <input type="checkbox"/> 次の理由により不承認とします。 理由 |

第3号様式（第8条関係）

香芝市子どもの居場所づくり事業利用辞退申出書

年 月 日

香芝市長 様

香芝市子どもの居場所づくり事業実施要綱第8条の規定により、香芝市子どもの居場所づくり事業の利用を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

| | |
|-----------------|---------|
| 保護者氏名 | 続柄（ ） |
| 利用者氏名 （子ども名） | |
| 辞退理由 | |
| 辞退年月日 | 年 月 日 |
| 連絡先 | 携帯 ・ 自宅 |

第4号様式（第9条関係）

香 第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

香芝市子どもの居場所づくり事業利用中止通知書

年 月 日付け香 第 号により承認した香芝市子どもの居場所づくり事業の利用について次のとおり中止しましたので、香芝市子どもの居場所づくり事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

| | |
|-----------------|-------|
| 利用者氏名 (子ども名) | |
| 保護者氏名 | |
| 中止年月日 | 年 月 日 |
| 中止理由 | |

第5号様式（第11条関係）

香芝市子どもの居場所づくり事業講師・居場所サポーター登録申請書

年 月 日

香芝市長 様

香芝市子どもの居場所づくり事業実施要綱第11条第1項の規定により、
香芝市子どもの居場所づくり事業における講師・居場所サポーターとして活
動することを希望するため、次のとおり申請します。

| | |
|-------|---|
| ふりがな | |
| 申請者氏名 | |
| 希望種別 | <input type="checkbox"/> 講師 <input type="checkbox"/> 居場所サポーター |
| 申請動機 | |
| 経歴等 | 子どもに関連する経歴並びに保有免許及び保有資格 |

第7号様式（第16条関係）

香芝市子どもの居場所づくり事業講師及び
居場所サポーター登録抹消届出書

年 月 日

香芝市長 様

香芝市子どもの居場所づくり事業実施要綱第16条第1項の規定により、
香芝市子どもの居場所づくり事業における講師・居場所サポーターの登録を
抹消したいので、次のとおり届け出ます。

| | |
|------|---|
| ふりがな | |
| 氏名 | |
| 登録種別 | <input type="checkbox"/> 講師 <input type="checkbox"/> 居場所サポーター |
| 退会理由 | |